

## いわき市物品購入等に係る入札及び契約の公表に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、物品の購入及び印刷（以下「物品購入等」という。）に係る入札及び契約の公表に関する基準を定めることにより、物品購入等の公正な入札の執行を確保するとともに開かれた行政運営に資することを目的とする。

### (公表の対象)

**第2条** 物品購入等に係る入札及び契約に関しての公表の対象は、契約課において執行したもののうち次の事項とする。

- (1) 物品購入等に係る競争入札の過程に関する事項
- (2) 物品購入等に係る随意契約（予定価格10万円未満のものを除く。）の内容に関する事項

### (公表の方法)

**第3条** 入札結果等の公表は、競争入札については物件等入札参加者及び入札結果一覧表（第1号様式）、随意契約については物品購入等契約内容書（第2号様式）の閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による閲覧は、閲覧所を設け、及びインターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

### (公表の時期)

**第4条** 入札結果等は、入札等の執行後速やかに公表するものとする。

### (公表の期間)

**第5条** 公表する期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。

### 附 則

この要領は、平成28年8月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。